

なくそう！ 不法投棄



ごみの不法投棄対策として監視カメラの設置及び監視パトロールを実施し、不法投棄の量は減りましたが、依然として不法投棄が無くなっていません。そのため、和歌山県では平成28年度から新たに小型監視カメラを導入して不法投棄対策を強化しています。

町内では、数ヶ所に小型監視カメラを設置すると共に重点的にパトロールを行い、監視を強化します。

監視カメラで得た情報は、不法投棄の抑止、発見した場合の指導等の徹底を目的としたもので、それ以外に用いることはありません。

今後も監視体制や啓発、関係機関との連携を強化し、不法投棄の防止に取り組めます。



レジ袋有料化 2020年7月1日スタート

環境問題
解決の
第一歩

レジ袋削減に
ご協力ください

プラスチックは非常に便利な素材であるため、私たちの生活に大きく貢献しています。一方で、海洋プラスチックごみや地球温暖化など大きな課題の原因にもなっています。

このような状況を踏まえ、2020年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

この機会に自身のライフスタイルを見つめなおし、エコバッグを持ち歩く等、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

レジ袋有料化に関する問合せ先

消費者向け

☎0570-080180

事業者向け

☎0570-000930

制度概要などの
詳細はこちら



国民年金保険料の申請免除

問 和歌山西年金事務所国民年金課 ☎073-447-1660
湯浅町役場健康福祉課健康推進係 (8番窓口) ☎64-1120

令和2年度の国民年金保険料は、月額16,540円です。国民年金制度には、この保険料の納付が困難な方のために、保険料申請免除の仕組みがあります。

保険料申請免除は、前年中（1月～6月は前々年中）の本人・配偶者・世帯主それぞれの所得状況に応じて、全額免除もしくは一部免除（50歳未満は納付猶予も）が承認されます。

申請は、毎年（7月以降）に必要となります。ただし、前年度以前に継続申請で承認されている場合は必要ありません。

国民年金は、未納の状態が続くと、将来の年金受給額が減額されるだけでなく、年金を受ける権利を得られなかったり、万が一の障がいや死亡による給付を受けられなくなったりする恐れがあります。保険料の納付が困難な場合は、年金事務所や役場窓口までご相談ください。

失業特別制度について
申請免除を行う年度、もしくは前年度中にお仕事を退職した場合、免除判定に使用する退職した方の所得を「0」とする特例が利用できます。その際、雇用保険離職票もしくは受給資格者証の確認が必要となります。

出張年金相談の日

次回の出張年金相談（要予約）
日時 令和2年8月6日（金）
10:00～15:00（最終受付14:00）
場所 湯浅町役場2階 会議室2



予約電話番号 ☎073-447-1660
(和歌山西年金事務所 お客様相談室)

継続申請とは
失業特例を利用せずに全額免除（50歳未満は納付猶予も）が承認される方は、希望すれば翌年度以降の申請を自動で継続することができます。

一部免除が承認される方へ
申請免除の仕組みには、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）があります。この一部免除は、免除されていない残りの部分を納付しなければ、未納期間という扱いとなりますので、承認後に送付される納付書にて納付する必要があります。

り災証明書・被災証明書について

☎64-11106

り災証明書・被災証明書とは

り災証明書・被災証明書は風水害、地震等の災害によって生じた被害を証明するものです。※保険等の補償を確定させるものではありません。

●り災証明書
家屋に被害を受けた場合

●被災証明書
構造物（カーポートや家屋以外の物置など）に被害を受けた場合

り災証明書・被災証明書の申請について

申請は住民生活課係で受け付けます。次の書類をそろえて申請を行ってください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大

大防止のため郵送で申請いただくことも可能です。り災（被災）証明申請書・被害写真・申請者の本人確認書類・委任状（り災者または被災者と申請者の世帯が異なる場合）証明書は1通300円です。申請から交付まで日数を要します。

申請に関する注意事項
・申請書及び委任状に忘れず押印してください。
・申請は被害を受けてから原則1ヶ月以内に行ってください。

詳細は湯浅町役場のホームページをご覧ください。